

要領様式第2号

出張報告届

令和元年6月17日

吹田市議会議長様

会派名 自由民主党紺の会

出張者氏名 白石 透



(印)

(印)

(印)

(印)

(印)

(印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	リファレンス駅東ビル（福岡市博多区）		
期 間	令和元年6月13日から6月14日まで2日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	地域公共交通特別講座 in 博多 6/13(木)「地域公共交通の基礎知識と街づくりへの活用」 「CASE・MaaSで変わるこれからの地域公共交通」 6/14(金)「地域公共交通網形成計画による地域に合わせた 公共交通の構築」	記 印	会派代表者



地方議員研究会

報告書

地域公共交通特別講座

日程：令和元年 6月 13 日（木）～14 日（金）

場所：博多 リファレンス駅東ビル

講師；井原 雄人 早稲田大学環境総合研究センター研究員

地域公共交通とは本来、そこに住んでいる住人の目的地に行くための移動手段と考えられる。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第二条の定義では、

地域公共交通とは、

「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。」とされている。

今、考えられる負のスパイラルには利用者視点の課題として、高齢化・人口減少、事業者視点の課題として、車両費・燃料費の高騰、運転手不足の深刻化、求められるサービスの多様性などが挙がる。

特に私は、運転のできない学生・生徒さんや高齢者、障がい者、妊婦さんなどの交通手段の確保などが課題であると考えている。

また、それと同時に事業者が抱える最大の負担は人件費だと思う。

バス路線（バス停）などは、居住地の近くにあればあるほど便利であるが、利用者減、採算性などを考えれば運営は成り立たない。

そのような路線に対しては、自治体が補助を出したりデマンド運行を考えたり、何とかサービスの維持に努めているが、なかなか上手くいっていない。

2015年に導入実態に合わせて法改正が行われ、過疎地有償運送が公共交通空白地域有償運送になったり、法人格を有しない権利能力なき社団（自治会やマンション管理組合など）も運行できるようになつたりしている。

さて吹田市においては、現在、市内に鉄道駅が15もあり、バスも運行されているが、阪急吹田駅とJR吹田駅が私の足で徒歩10分以上かかる程、離れており、バスは走ってはいるが、乗換が必要など、不便さを感じている。特に地元からは国立循環器病研究センターと市立吹田市民病院が同地域に移転したことにより、交通手段がとても不便になったと、多くの声を耳にする。今後、両病院の利用者数などを調査し、地域間のバランス、他地域も含め、吹田市内全域の公共交通などを考えていきたい。

特に高齢者の移動手段を念頭に考えたい。